

第 21 回理事会 次第

日時：2023 年 6 月 15 日(木) 午後 3 時 30 分から

場所：名古屋コンベンションホール 301・302 会議室

1 開 会

2 議 事

【議 案】

- 第 1 号議案 2022 年度事業報告書及び計算書類等の承認について【資料 1】
- 第 2 号議案 組織委員会提案競技の選定について【資料 2】
- 第 3 号議案 仮決定した競技会場の変更について
- 第 4 号議案 事務局規程の一部改正について
- 第 5 号議案 職員の給与に関する規程の一部改正について
- 第 6 号議案 会計処理規程の一部改正について
- 第 7 号議案 旅費規程の一部改正について
- 第 8 号議案 コンプライアンス規程の一部改正について
- 第 9 号議案 評議員会の開催について【資料 3】

【報告事項】

- 報告事項 1 特別顧問及び参与の決定について
- 報告事項 2 マーケティング代理店の公募について
- 報告事項 3 愛知学長懇話会との連携・協力に関する協定の締結について
- 報告事項 4 職務執行状況について【資料 4】

3 閉 会

《配布資料》

第 21 回理事会議案書

資料 1 2022 年度事業報告書及び計算書類等

資料 2 組織委員会提案競技評価結果

資料 3 役員候補者選任案

資料 4 職務執行状況報告書

参考資料 競技・競技会場一覧

第 21 回理事会議案書

公益財団法人

愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

第 21 回理事会

【議 案】

- 第 1 号議案 2022 年度事業報告書及び計算書類等の承認について
- 第 2 号議案 組織委員会提案競技の選定について
- 第 3 号議案 仮決定した競技会場の変更について
- 第 4 号議案 事務局規程の一部改正について
- 第 5 号議案 職員の給与に関する規程の一部改正について
- 第 6 号議案 会計処理規程の一部改正について
- 第 7 号議案 旅費規程の一部改正について
- 第 8 号議案 コンプライアンス規程の一部改正について
- 第 9 号議案 評議員会の開催について

【報告事項】

- 報告事項 1 特別顧問及び参与の決定について
- 報告事項 2 マーケティング代理店の公募について
- 報告事項 3 愛知学長懇話会との連携・協力に関する協定の締結について
- 報告事項 4 職務執行状況について

第1号議案 2022年度事業報告書及び計算書類等の承認について

2022年度事業報告書及び計算書類等は、資料1のとおりとする。

第2号議案 組織委員会提案競技の選定について

第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）の実施競技のうち、組織委員会が提案する競技について、「第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）の組織委員会提案競技提案募集」にかかる評価委員会の評価結果を踏まえ、以下の2競技とする。

○ 野球・ソフトボール

○ 空手

※選定経緯等については資料2参照

＜参考＞第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）の実施競技	
①パリオリンピック実施競技（追加競技含む）	【32競技】
②アジア5地域での普及を考慮して決定される競技	【5競技】
③組織委員会提案競技	【最大2競技】
④OCA提案競技	【最大2競技】

第3号議案 仮決定した競技会場の変更について

第20回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）に係る仮決定済みの水泳（競泳/飛込/水球）及び馬術（馬場馬術/総合馬術/障害馬術）の競技会場を変更する。

競技	種別	競技会場	
		【変更前】	【変更後】
水泳	競泳 飛込	名古屋市総合体育館 〔レインボープール〕	東京アクアティクスセンター（東京都江東区）
	水球	春日井市温水プール	名古屋市総合体育館 〔レインボープール〕
馬術	馬場馬術 総合馬術 障害馬術	愛知県森林公園	JRA 馬事公苑 （東京都世田谷区）

第4号議案 事務局規程の一部改正について

事務局規程の一部を、第16回評議員会第2号議案による定款の一部変更を停止条件として、以下のとおり改正する。

【事務局規程】

改正後	改正前
<p>(各課の執行体制)</p> <p>第5条の2 事務総長は、第3条及び第3条の3から第5条までに定める事務を処理するため、課に当該所属の分掌事務を分担する執行体制を定めることができる。</p> <p>(職員)</p> <p>第6条 事務局に次に掲げる職員を置く。</p> <p>(1) 事務総長</p> <p>(2)～(6) <省略></p> <p>2 前項各号に定めるもののほか、事務総長は、別に臨時に必要な職を定めることができる。</p> <p>(管理職員の範囲)</p> <p>第7条 管理職員は、事務総長、事務局長級、事務局次長級及び課長級とする。</p> <p>(職務)</p> <p>第10条 事務総長は、事務局を代表し、会長の命を受け、又は理事会の決定に従い、事務局の</p>	<p>(各課の執行体制)</p> <p>第5条の2 事務局長は、第3条及び第3条の3から第5条までに定める事務を処理するため、課に当該所属の分掌事務を分担する執行体制を定めることができる。</p> <p>(職員)</p> <p>第6条 事務局に次に掲げる職員を置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(1)～(5) <省略></p> <p>2 前項各号に定めるもののほか、事務局長は、別に臨時に必要な職を定めることができる。</p> <p>(管理職員の範囲)</p> <p>第7条 管理職員は、事務局長級、事務局次長級及び課長級とする。</p> <p>(職務)</p> <p>第10条 (新設)</p>

業務全般を総括掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局長は、**事務総長を補佐し**、事務局の業務全般を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 **第6条第1項第3号に規定する職員**は、事務局長を補佐し、**所管する**事務局の業務を**掌理し**、所属職員を指揮監督する。

4 第6条第1項第**4**号に規定する職員は、上司の命を受け、所管する課の業務及び必要な業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

5 第6条第1項第**5**号に規定する職員は、上司の命を受け、他の職員を指導育成し、**事務総長**の定める執行体制の役割に従い分担する業務を処理する。

6 第6条第2項の規定により、別に定めた職に補された者の職務は、**事務総長**が別に定める。

(専 決)

第13条 **事務総長**その他職員の専決事項は、別に定める。

(代 決)

第14条 <省略>

事務局長は、**事務局を代表し、会長の命を受け、又は理事会の決定に従い**、事務局の業務全般を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局の業務を**つかさどり**、所属職員を指揮監督する。

3 第6条第1項第**3**号に規定する職員は、上司の命を受け、所管する課の業務及び必要な業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

4 第6条第1項第**4**号に規定する職員は、上司の命を受け、他の職員を指導育成し、**事務局長**の定める執行体制の役割に従い分担する業務を処理する。

5 第6条第2項の規定により、別に定めた職に補された者の職務は、**事務局長**が別に定める。

(専 決)

第13条 **事務局長**その他職員の専決事項は、別に定める。

(代 決)

第14条 <省略>

<p>2 次の各号に掲げる者に事故があるとき又はその者が欠けたときは、それぞれ当該各号に定める者がその事案を代決することができる。</p> <p><u>(1) 事務総長 事務局長</u></p> <p><u>(2)～(4)</u> <省略></p> <p>(委 任)</p> <p>第 17 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、<u>事務総長</u>が定める。</p>	<p>2 次の各号に掲げる者に事故があるとき又はその者が欠けたときは、それぞれ当該各号に定める者がその事案を代決することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1)～(3)</u> <省略></p> <p>(委 任)</p> <p>第 17 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、<u>事務局長</u>が定める。</p>
---	--

第5号議案 職員の給与に関する規程の一部改正について

職員の給与に関する規程の一部を、第16回評議員会第2号議案による定款の一部変更を停止条件として、以下のとおり改正する。

【職員の給与に関する規程】

改正後	改正前
<p>(給料表の種類)</p> <p>第8条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲はその給料表に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) <省略></p> <p><u>(3) 指定職給料表 (別表第3)</u></p> <p>(職務の分類)</p> <p>第9条 職員<u>(指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職職員」という。)を除く。)</u>の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表(別表第<u>4</u>)に定める職務の内容とする。</p> <p>(初任給及び昇給等)</p> <p>第10条 <省略></p> <p>2 新たに<u>給料表(指定職給料表を除く。)</u>の適用を受ける職員となった者の号給は、会長が別</p>	<p>(給料表の種類)</p> <p>第8条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲はその給料表に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) <省略></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(職務の分類)</p> <p>第9条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表(別表第<u>3</u>)に定める職務の内容とする。</p> <p>(初任給及び昇給等)</p> <p>第10条 <省略></p> <p>2 新たに職員となった者の号給は、会長が別に定める初任給の基準に従い決定する。</p>

<p>に定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>3 <省略></p> <p>4 <u>職員（指定職職員を除く。）</u>の昇給は、会長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>5～9 <省略></p> <p><u>（指定職給料表の適用を受ける職員の給料の決定）</u></p> <p><u>第11条の2 指定職職員の給料月額</u>は、<u>指定職給料表に掲げる給料月額のうちから会長が別に定める。</u></p> <p>（期末手当）</p> <p>第23条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（一般職職員でその職務の級が7級以上であるもの（これらの職員のうち、会長が別に定める職員を除く。第26条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては100分の100、専門職職員にあっては100分の165、<u>指定職職員にあっては100分の62.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該</p>	<p>3 <省略></p> <p>4 職員の昇給は、会長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>5～9 <省略></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（期末手当）</p> <p>第23条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（一般職職員でその職務の級が7級以上であるもの（これらの職員のうち、会長が別に定める職員を除く。第26条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては100分の100、専門職職員にあっては100分の165）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
---	---

<p>各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>4 一般職職員でその職務の級が3級以上であるもので会長が定める職員及び専門職職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として会長が別に定めるもの<u>並びに指定職職員</u>については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に役職段階、職務の級等を考慮して会長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で会長が別に定める割合を乗じて得た額(会長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で会長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>5 <省略></p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 <省略></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、会長が別に定める基準</p>	<p>(1)～(4) <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>4 一般職職員でその職務の級が3級以上であるもので会長が定める職員及び専門職職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として会長が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に役職段階、職務の級等を考慮して会長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で会長が別に定める割合を乗じて得た額(会長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で会長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>5 <省略></p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 <省略></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、会長が別に定める基準</p>
---	--

に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 一般職職員 一般職職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定管理職員にあっては100分の120）を乗じて得た額

(2) 指定職職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額

3～5 <省略>

（特定の職員についての適用除外）

第33条 <省略>

2 前項に規定する職員に支給する給与に関し必要な事項（第29条から第31条までの規定に限る。）は個別の契約又は協定等によるほか、出向元又は派遣元の関係規程によるものとする

に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、一般職職員に支給する勤勉手当の額の総額は、一般職職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定管理職員にあっては、100分の120）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 <省略>

（特定の職員についての適用除外）

第33条 <省略>

2 前項に規定する職員に支給する給与に関し必要な事項（前項の職員にあっては第29条から第31条までの規定に限る。）は個別の契約又は協定等によるほか、出向元又は派遣元に関

<p>る。</p> <p>3 <省略></p> <p>4 第12条、第13条、第15条、第20条及び第21条の規定は、指定職職員には適用しない。</p> <p>5 <省略></p> <p>別表第3 指定職給料表(第8条関係)</p> <table border="1" data-bbox="240 741 782 1339"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td><u>1</u></td> <td style="text-align: right;"><u>722,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td style="text-align: right;"><u>779,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td style="text-align: right;"><u>837,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>4</u></td> <td style="text-align: right;"><u>916,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>5</u></td> <td style="text-align: right;"><u>988,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>6</u></td> <td style="text-align: right;"><u>1,059,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>7</u></td> <td style="text-align: right;"><u>1,133,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>8</u></td> <td style="text-align: right;"><u>1,203,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表は、事務総長に適用する。</p> <p>別表第4 一般職給料表等級別基準職務表(第9条関係) <省略></p>	号給	給料月額		円	<u>1</u>	<u>722,000</u>	<u>2</u>	<u>779,000</u>	<u>3</u>	<u>837,000</u>	<u>4</u>	<u>916,000</u>	<u>5</u>	<u>988,000</u>	<u>6</u>	<u>1,059,000</u>	<u>7</u>	<u>1,133,000</u>	<u>8</u>	<u>1,203,000</u>	<p>係規程によるものとする。</p> <p>3 <省略> (新設)</p> <p>4 <省略></p> <p>(新設)</p> <p>別表第3 一般職給料表等級別基準職務表(第9条関係) <省略></p>
号給	給料月額																				
	円																				
<u>1</u>	<u>722,000</u>																				
<u>2</u>	<u>779,000</u>																				
<u>3</u>	<u>837,000</u>																				
<u>4</u>	<u>916,000</u>																				
<u>5</u>	<u>988,000</u>																				
<u>6</u>	<u>1,059,000</u>																				
<u>7</u>	<u>1,133,000</u>																				
<u>8</u>	<u>1,203,000</u>																				

第6号議案 会計処理規程の一部改正について

会計処理規程の一部を、第16回評議員会第2号議案による定款の一部変更を停止条件として、以下のとおり改正する。

【会計処理規程】

改正後	改正前
(出納員) 第5条 <省略> 2 前項の規定する出納員及び分任出納員は、 事務総長 の指定する職員をもって充てる。	(出納員) 第5条 <省略> 2 前項の規定する出納員及び分任出納員は、 事務局長 の指定する職員をもって充てる。

第7号議案 旅費規程の一部改正について

旅費規程の一部を、第16回評議員会第2号議案による定款の一部変更を停止条件として、以下のとおり改正する。

【旅費規程】

改正後	改正前
(用語の定義) 第2条 <省略> (1) 職員 事務総長 を含む事務局の職員 (2)～(7) <省略>	(用語の定義) 第2条 <省略> (1) 職員 事務局長 を含む事務局の職員 (2)～(7) <省略>

第8号議案 コンプライアンス規程の一部改正について

コンプライアンス規程の一部を以下のとおり改正する。なお、一部については、第16回評議員会第2号議案による定款の一部変更を停止条件とする。

【コンプライアンス規程】

改正後	改正前
<p>第2章 <u>コンプライアンス委員会</u></p> <p><u>(委員会の設置)</u></p> <p>第3条 <u>コンプライアンスに係る体制構築及び推進を図るため、この法人に、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>(組 織)</u></p> <p>第4条 <u>委員会は、会長に属するものとする。</u></p> <p>2 <u>委員会は、コンプライアンス委員長（以下「委員長」という。）及びコンプライアンス委員（以下「委員」という。）をもって構成する。</u></p> <p>3 <u>委員長は、委員の互選により定める。</u></p> <p><u>(職 務)</u></p> <p>第5条 <u>委員会は、次に掲げる事項について検討、審議又は実施し、その結果を会長に報告する</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

ことをその職務とする。

(1) コンプライアンスに関する基本方針の策定に関すること

(2) コンプライアンスに関する計画（教育及び研修に関するものを含む。）の策定及び実施状況の確認に関すること

(3) 重大なコンプライアンス違反事案に対する調査及び再発防止策の提言に関すること

(4) 前号の再発防止策の実施状況の確認に関すること

(5) その他コンプライアンスに係る体制の構築及びその推進に関すること

2 役員及び職員は、委員会が、その職務に関連して協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をしなければならない。

(委員会の開催)

第6条 委員長は、毎事業年度に2回以上、各委員を招集し、委員会を開催する。

2 委員会の開催には、委員の3分の2以上の出席を要するものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する

(新設)

<p><u>者又は専門的な知見を有する者の出席を求め、その意見を聴取することができる。</u></p> <p><u>(決議)</u></p> <p><u>第7条 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって行うものとし、可否同数の場合は、委員長の決するところによるものとする。</u></p> <p><u>第3章 コンプライアンスの推進</u></p> <p><u>第8条～第12条</u> <省略></p> <p><u>第4章 雑則</u></p> <p><u>第13条</u> <省略></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第14条</u> コンプライアンスに係る体制及び推進に関して必要な事項は、この規程に定めるもののほか、<u>事務総長</u>が定める。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>第2章 コンプライアンスの推進</u></p> <p><u>第3条～第7条</u> <省略></p> <p><u>第3章 雑則</u></p> <p><u>第8条</u> <省略></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第9条</u> コンプライアンスに係る体制及び推進に関して必要な事項は、この規程に定めるもののほか、<u>事務局長</u>が定める。</p>
--	---

第9号議案 評議員会の開催について

第16回評議員会を、以下の開催方法及び議題により開催する。

(1) 開催方法

日時：2023年6月30日（金）13時30分から14時30分まで

場所：愛知県東大手庁舎

(2) 議 題

第1号議案 2022年度貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認について

第2号議案 定款の一部変更について

定款の一部を、以下のとおり変更する。

変更案	現行定款
(事務局の設置) 第45条 <省略> 2 事務局には、 事務総長 その他必要な職員を置く。 3・4 <省略>	(事務局の設置) 第45条 <省略> 2 事務局には、 事務局長 その他必要な職員を置く。 3・4 <省略>

第3号議案 理事の選任について

※役員候補者選任案は資料3のとおりとする。

第4号議案 評議員の選任について

※役員候補者選任案は資料3のとおりとする。

【報告事項】

報告事項1 特別顧問及び参与の決定について

特別顧問及び参与として、以下の者を決定した。

役職名	氏名	所属等
特別顧問	新浪 剛史	公益社団法人 経済同友会代表幹事
参与	鈴木 健	名古屋市立小中学校長会会長
	水野 基行	名古屋市立高等学校長会会長
	堀内 一孝	株式会社東愛知新聞社代表取締役
	鯨岡 秀紀	株式会社毎日新聞社中部代表

報告事項2 マーケティング代理店の公募について

2023年3月27日に開催した第19回理事会において決議された「第8号議案 マーケティング代理店の決定方法について」に基づき、以下のとおりマーケティング代理店を公募する。

(1) 公募内容

ア 選定方式

企画競争（公募型プロポーザル）

イ 公募対象

- ・対象とする事業者の実績や事業規模等の要件は設定しない。
- ・原則として、複数の企業で構成するグループ（JVまたはコンソーシアム）であること。

ウ 主な業務内容

- ・スポンサーシッププログラムの開発
- ・スポンサーセールス
- ・スポンサー契約後のスポンサー対応
- ・ライセンシングプログラムの開発及びライセンシーの募集・管理

エ 選定手続

- ・外部有識者を含む代理店候補企業選定委員会で提案を評価
- ・選定委員会の評価を踏まえ、代表理事が代理店候補企業を決定

(2) スケジュール (予定)

2023 年

- 7月中旬 企画提案の募集に関する公告
- 8月下旬 企画提案書の提出期限
- 9月上旬 代理店候補企業選定委員会の開催（企画提案の評価）
※応募者によるプレゼンテーションの実施
- 9月中旬 代表理事による代理店候補企業の決定
※以降、代理店候補企業との間で、契約条件の調整後、
理事会の決議を得て代理店契約を締結

2024 年

- 1月～ 第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）における
スポンサーの権利行使期間の開始

(参考：第19回理事会第8号議案【2023.3.27開催】)

第8号議案 マーケティング代理店の決定方法について

2020年3月23日に開催した、一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会第5回理事会において決議のあった「第4号議案 マーケティング専任代理店の決定方法について」について、以下のとおり決定方法を改定する。

- ・マーケティング代理店を公募し、企画競争を実施する。
- ・外部有識者を含めた選定委員会を設け、提案を評価する。
- ・選定委員会の評価を踏まえ、代表理事が代理店候補企業を決定する。
- ・代理店候補企業との間で、契約条件を調整する。
- ・契約条件が調い次第、代表理事が代理店（案）を提案し、理事会の決議を経て、代理店契約を締結する。

報告事項3 愛知学長懇話会との連携・協力に関する協定の締結について

(1) 趣旨

第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の成功に向け、組織委員会と愛知学長懇話会がそれぞれの資源を活用し、大会に関連する各分野での教育の推進や、大会機運の醸成等、大会に向けた取組を進めるため、相互に連携・協力体制を構築することを目的に協定を締結するもの。

(2) 連携事項

- ・人的分野及び教育分野での連携
- ・大会に関わる研究分野での連携
- ・大会の国内PR・普及活動での連携
- ・大会に係る施設等の資源貸与に関する連携
- ・その他両機関が必要と認める分野での連携

(3) 協定締結式

- 日時 6月16日(金) 16時30分から17時まで
- 場所 愛知県庁本庁舎6階 正庁
- 協定締結者 組織委員会会長 大村 秀章
愛知学長懇話会代表幹事 杉山 直(名古屋大学総長)
- 参加者 2026年アジア競技大会・アジアパラ競技大会専門委員会*委員長 梅村 清英(中京大学学長)
同事務局 谷岡 郁子(至学館大学学長)
代表学生数名
(※) 愛知学長懇話会内の組織

<参考> 愛知学長懇話会の概要

愛知学長懇話会は、愛知県下の国公立大学の枠を超えて連携することを目的として、1993年10月に設立された団体(現在52校)。

報告事項 4 職務執行状況について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 91 条及び定款第 26 条第 6 項の規定に基づき、代表理事の職務の執行状況を、資料 4 のとおり報告する。

2022年度

事業報告書

及び

計算書類等

公益財団法人

愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

目 次

	頁
1 事業報告書.....	1～3
2 計算書類等.....	4～15

1 事業報告書

1 競技

- ・第20回アジア競技大会実施競技の決定に向けて、アジア5地域及びアジア・オリンピック評議会（OCA）提案競技に係るOCAとの調整や組織委員会提案競技の選考方法及び選考スケジュールについて、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）等との調整を進めた。

〈参考〉第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）の実施競技

①パリオリンピック実施競技（追加競技含む）	【32競技】
②アジア5地域での普及を考慮して決定される競技	【5競技】
③組織委員会提案競技	【最大2競技】
④OCA提案競技	【最大2競技】

2 競技大会施設

（1）競技会場

- ・第20回アジア競技大会の調整中の競技会場の仮決定に向けて、引き続き国内競技団体や施設所有者等との調整を進めた。
- ・第5回アジアパラ競技大会の競技会場の選定に向けて、国内競技団体や施設所有者等との調整を進めた。
- ・着実な会場整備に向けて、関係者動線や運営諸室等の配置計画を順次作成するとともに、競技会場の共通仮設物の標準仕様の作成等、仮設整備の基本設計に向けた調整・検討を行った。

（2）選手村

- ・選手村各施設の配置や仕様のほか、提供されるサービスや機能に応じた運営方法、動線等を検討した。また、先行して整備する後利用施設について、選手村仕様に係る基本設計を進めた。
- ・物価上昇、原材料費の高騰などで選手村の施設整備費の大幅な増額が見込まれ、大会の収支予算の見通しが厳しさを増す中、2023年3月27日に開催した第19回理事会において、選手村の施設整備を取りやめ、既存施設を活用して選手村の機能を確保する方向でOCAと協議を行っていくことについて報告した。

3 大会関係者の宿泊

- ・OCAファミリーやAPCファミリー、メディア等の大会関係者の区分毎に、配宿基準に応じ、利用候補となる宿泊施設を仮選定し、充足率の調査を行うとと

もに、仮配宿計画の作成を進めた。

4 大会関係者及び観客の輸送

- これまでに実施した競技会場輸送に関する調査に加え、非競技会場の輸送に関する調査等を行い、輸送手段や輸送ルート、具体の運用について検討を進めた。
- 輸送計画素案を基に交通管理者、道路管理者を始めとした関係機関と調整を行い、輸送計画Ver. 1 の原案の作成を進めた。

5 メディア

- 放送権者へ提供する競技映像・音声について、クオリティなどの制作方針を検討した。
- 報道関係者及び放送事業者の活動拠点となるメインメディアセンター（MMC）の設置に向け、機能・規模を整理し、基本計画を作成した。

6 国際関係

- 2022年10月に開催されたOCA総会及び12月に開催されたアジア・パラリンピック委員会（APC）理事会において、大会開催準備状況を報告した。
- 2022年10月にOCA役員が来名した際に、準備状況の進捗説明及び競技会場の視察対応を行った。
- 2023年に開催が延期となった第19回アジア競技大会（2022/杭州）及び杭州2022アジアパラ競技大会の現地調査に向け準備を進めた。

7 警備

- 競技会場10会場の警備計画及び警備ガイドラインVer. 1を作成した。また、他の競技会場の警備計画及び警備ガイドラインVer. 2の作成に向けた検討を進めた。

8 宣伝活動

- 地域と連携して大会機運の醸成を図るための仕組みを策定するとともに、大会通信の発行、アスリートや県民市民が参加した企画のSNSでの発信等のPRを実施した。
- 愛知学長懇話会内に設置された「2026年アジア競技大会・アジアパラ競技大会専門委員会」、開催都市である愛知県及び名古屋市と大学連携についての意見交換及び方向性の確認を実施した。
- 組織委員会と愛知学長懇話会との連携協定締結に向けて調整を実施した。

9 マーケティング

- ・ スポンサー（パートナー）獲得等を担うマーケティング専任代理店候補企業との契約準備の調整を進めていたが、締結に至らなかったことから、改めて公募でのマーケティング代理店選定に向けて準備を進めた。

10 アジアパラ競技大会の成功に向けた準備

- ・ 開催都市契約締結に向けて、APC、日本パラリンピック委員会（JPC）及び開催都市と調整を行った。
- ・ アジアパラ競技大会開催基本計画の策定に向けた準備を進めた。
- ・ 他の大規模国際イベントや東京2020の事例等の情報収集を行い、開催都市とアクセシビリティ・ガイドラインの策定に向け準備を進めた。

2 公益財団法人 愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会計算書類等

貸借対照表

2023年03月31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	295,093,346	243,960,839	51,132,507
未収金	11,539,557	5,618,000	5,921,557
貯蔵品	796,427	1,017,815	△221,388
仮払金	223,057	0	223,057
流動資産合計	307,652,387	250,596,654	57,055,733
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) 特定資産			
組織委員会特別積立金	35,575,000	35,575,000	0
アジア・アジアパラ競技大会積立資産	1,630,000,000	80,000,000	1,550,000,000
特定資産合計	1,665,575,000	115,575,000	1,550,000,000
(3) その他固定資産			
什器備品	5,851,400	5,466,400	385,000
什器備品減価償却累計額	△3,031,715	△1,970,444	△1,061,271
ソフトウェア	638,000	0	638,000
長期前払費用	1,755,591	2,063,151	△307,560
預託金	212,160,000	212,160,000	0
その他固定資産合計	217,373,276	217,719,107	△345,831
固定資産合計	1,885,948,276	336,294,107	1,549,654,169
資産合計	2,193,600,663	586,890,761	1,606,709,902
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	183,618,878	101,647,797	81,971,081
預り金	477,034	27,102	449,932
短期借入金	105,903,225	58,177,649	47,725,576
賞与引当金	8,339,239	4,455,227	3,884,012
流動負債合計	298,338,376	164,307,775	134,030,601
負債合計	298,338,376	164,307,775	134,030,601
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	3,000,000	3,000,000	0
寄付金	3,000,000	3,000,000	0

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
(うち基本財産への充当額)	(3,000,000)	(3,000,000)	(0)
2. 一般正味財産	1,892,262,287	419,582,986	1,472,679,301
(うち特定資産への充当額)	(1,665,575,000)	(115,575,000)	(1,550,000,000)
正味財産合計	1,895,262,287	422,582,986	1,472,679,301
負債及び正味財産合計	2,193,600,663	586,890,761	1,606,709,902

正味財産増減計算書

2022年04月01日から2023年03月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取負担金等	1,842,823,000	118,673,000	1,724,150,000
愛知県受取負担金	1,220,970,000	75,370,000	1,145,600,000
名古屋市受取負担金	610,486,000	37,685,000	572,801,000
民間助成金	11,367,000	5,618,000	5,749,000
雑収益	9,392	2,811	6,581
受取利息	9,392	2,811	6,581
基本財産運用益	60	60	0
基本財産受取利息	60	60	0
特定資産運用益	711	1,426	△715
特定資産受取利息	711	1,426	△715
経常収益計	1,842,833,163	118,677,297	1,724,155,866
(2) 経常費用			
事業費	326,248,963	159,963,836	166,285,127
給料手当	51,658,545	18,253,766	33,404,779
賞与引当金繰入額	7,090,574	3,861,541	3,229,033
法定福利費	17,038,409	7,288,154	9,750,255
福利厚生費	118,973	47,979	70,994
謝金	4,479,068	1,777,325	2,701,743
旅費交通費	8,014,585	3,981,146	4,033,439
渉外費	13,400,651	39,655	13,360,996
会議費	69,231	0	69,231
消耗品費	6,232,157	5,557,164	674,993
印刷製本費	1,992,383	1,263,829	728,554
光熱水料費	1,768,395	551,195	1,217,200
支払手数料	90,594	19,718	70,876
通信運搬費	1,678,762	1,212,770	465,992
広告宣伝費	2,504,636	1,554,948	949,688
委託費	197,211,173	105,654,085	91,557,088
減価償却費	879,487	1,246,584	△367,097
賃借料	7,989,857	2,940,258	5,049,599
支払利息	412,372	241,953	170,419
消耗什器備品費	1,507,945	824,099	683,846
租税公課	2,044,737	3,615,838	△1,571,101

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
研修費	59,694	27,126	32,568
廃棄物処理費	6,735	4,703	2,032
管理費	43,904,899	13,324,600	30,580,299
役員報酬	200,000	200,000	0
給料手当	9,782,467	3,073,403	6,709,064
賞与引当金繰入額	1,248,665	593,686	654,979
法定福利費	5,950,574	2,084,008	3,866,566
福利厚生費	22,831	15,993	6,838
謝金	296,223	237,875	58,348
旅費交通費	837,656	239,569	598,087
渉外費	38,414	13,217	25,197
会議費	1,259,061	346,100	912,961
消耗品費	4,223,296	1,847,530	2,375,766
印刷製本費	935,885	421,276	514,609
光熱水料費	443,372	183,731	259,641
支払手数料	34,606	6,572	28,034
通信運搬費	705,638	403,946	301,692
委託費	13,037,350	2,133,575	10,903,775
減価償却費	203,784	168,861	34,923
賃借料	3,874,851	980,086	2,894,765
支払利息	136,037	80,651	55,386
消耗什器備品費	469,855	213,100	256,755
租税公課	181,313	70,812	110,501
研修費	19,306	9,042	10,264
廃棄物処理費	3,715	1,567	2,148
経常費用計	370,153,862	173,288,436	196,865,426
当期経常増減額	1,472,679,301	△54,611,139	1,527,290,440
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,472,679,301	△54,611,139	1,527,290,440
一般正味財産期首残高	419,582,986	474,194,125	△54,611,139
一般正味財産期末残高	1,892,262,287	419,582,986	1,472,679,301
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
指定正味財産期首残高	3,000,000	3,000,000	0
指定正味財産期末残高	3,000,000	3,000,000	0
Ⅲ 正味財産期末残高	1,895,262,287	422,582,986	1,472,679,301

正味財産増減計算書内訳書

2022年04月01日から2023年03月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取負担金等	1,842,823,000	0	0	1,842,823,000
愛知県受取負担金	1,220,970,000	0	0	1,220,970,000
名古屋市受取負担金	610,486,000	0	0	610,486,000
民間助成金	11,367,000	0	0	11,367,000
雑収益	0	9,392	0	9,392
受取利息	0	9,392	0	9,392
基本財産運用益	60	0	0	60
基本財産受取利息	60	0	0	60
特定資産運用益	711	0	0	711
特定資産受取利息	711	0	0	711
経常収益計	1,842,823,771	9,392	0	1,842,833,163
(2) 経常費用				
事業費	326,248,963	0	0	326,248,963
給料手当	51,658,545	0	0	51,658,545
賞与引当金繰入額	7,090,574	0	0	7,090,574
法定福利費	17,038,409	0	0	17,038,409
福利厚生費	118,973	0	0	118,973
謝金	4,479,068	0	0	4,479,068
旅費交通費	8,014,585	0	0	8,014,585
渉外費	13,400,651	0	0	13,400,651
会議費	69,231	0	0	69,231
消耗品費	6,232,157	0	0	6,232,157
印刷製本費	1,992,383	0	0	1,992,383
光熱水料費	1,768,395	0	0	1,768,395
支払手数料	90,594	0	0	90,594
通信運搬費	1,678,762	0	0	1,678,762
広告宣伝費	2,504,636	0	0	2,504,636
委託費	197,211,173	0	0	197,211,173
減価償却費	879,487	0	0	879,487
賃借料	7,989,857	0	0	7,989,857
支払利息	412,372	0	0	412,372
消耗什器備品費	1,507,945	0	0	1,507,945
租税公課	2,044,737	0	0	2,044,737

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
研修費	59,694	0	0	59,694
廃棄物処理費	6,735	0	0	6,735
管理費	0	43,904,899	0	43,904,899
役員報酬	0	200,000	0	200,000
給料手当	0	9,782,467	0	9,782,467
賞与引当金繰入額	0	1,248,665	0	1,248,665
法定福利費	0	5,950,574	0	5,950,574
福利厚生費	0	22,831	0	22,831
謝金	0	296,223	0	296,223
旅費交通費	0	837,656	0	837,656
渉外費	0	38,414	0	38,414
会議費	0	1,259,061	0	1,259,061
消耗品費	0	4,223,296	0	4,223,296
印刷製本費	0	935,885	0	935,885
光熱水料費	0	443,372	0	443,372
支払手数料	0	34,606	0	34,606
通信運搬費	0	705,638	0	705,638
委託費	0	13,037,350	0	13,037,350
減価償却費	0	203,784	0	203,784
賃借料	0	3,874,851	0	3,874,851
支払利息	0	136,037	0	136,037
消耗什器備品費	0	469,855	0	469,855
租税公課	0	181,313	0	181,313
研修費	0	19,306	0	19,306
廃棄物処理費	0	3,715	0	3,715
経常費用計	326,248,963	43,904,899	0	370,153,862
当期経常増減額	1,516,574,808	△43,895,507	0	1,472,679,301
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,516,574,808	△43,895,507	0	1,472,679,301
一般正味財産期首残高	△88,546,472	508,129,458	0	419,582,986
一般正味財産期末残高	1,428,028,336	464,233,951	0	1,892,262,287
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
指定正味財産期首残高	3,000,000	0	0	3,000,000
指定正味財産期末残高	3,000,000	0	0	3,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高	1,431,028,336	464,233,951	0	1,895,262,287

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法によっている。

無形固定資産 定額法によっている。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法によっている。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科	目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産					
	定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
	小計	3,000,000	0	0	3,000,000
特定資産					
	組織委員会特別積立金				
	愛知県	16,450,000	0	0	16,450,000
	名古屋市	8,220,000	0	0	8,220,000
	日本オリンピック委員会	10,905,000	0	0	10,905,000
	愛知・名古屋アジア競技大会積立資産	80,000,000	1,550,000,000	0	1,630,000,000
	小計	115,575,000	1,550,000,000	0	1,665,575,000
	合計	118,575,000	1,550,000,000	0	1,668,575,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
定期預金	3,000,000	(3,000,000)	0	0
小 計	3,000,000	3,000,000	0	0
特定資産				
組織委員会特別積立金				
愛知県	16,450,000	0	(16,450,000)	0
名古屋市	8,220,000	0	(8,220,000)	0
日本オリンピック委員会 愛知・名古屋アジア競技大 会積立資産	10,905,000	0	(10,905,000)	0
大会積立資産	1,630,000,000	0	(1,630,000,000)	0
小 計	1,665,575,000	0	1,665,575,000	0
合 計	1,668,575,000	3,000,000	1,665,575,000	0

4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照 表上の記 載区分
負担金						
愛知県受取負 担金	愛知県	0	1,220,970,000	1,220,970,000	0	—
負担金						
名古屋市受取 負担金	名古屋市	0	610,486,000	610,486,000	0	—
助成金						
スポーツ振興 くじ助成金	独立行政法 人日本スポ ーツ振興セ ンター	5,618,000	11,367,000	5,618,000	11,367,000	流動資産
合計		5,618,000	1,842,823,000	1,837,074,000	11,367,000	

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載しているため省略する。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	4,455,227	8,339,239	4,455,227	0	8,339,239

事業報告の附属明細書

1. 該当がありません

財産目録

2023年03月31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
資産の部			
流動資産			
現金預金			
現金	手元保管	運転資金	198,800
預金	三菱UFJ銀行愛知県出張所 普通預金 0032647	運転資金	294,894,546
未収金	独立行政法人日本スポーツ 振興センター等	スポーツ振興くじ等	11,539,557
貯蔵品		切手、広報資材等棚卸資産	796,427
仮払金	名古屋中税務署	源泉所得税及び復興特別所得税の誤納 額還付	223,057
流動資産合計			307,652,387
固定資産			
基本財産			
定期預金	三菱UFJ銀行愛知県出張所 定期預金 0020985	運用益を事業に使用している	3,000,000
特定資産			
組織委員会特別積立金	三菱UFJ銀行愛知県出張所 定期預金 0022050	組織委員会の運営維持のため特定資産 として管理	35,575,000
愛知・名古屋アジア 競技大会積立資産	三菱UFJ銀行愛知県出張所 普通預金 0036049	大会開催のため特定費用準備資金 として管理	1,630,000,000
その他固定資産			
什器備品		杭州アジア競技大会との共同PR動画、 業務用パソコン等	5,851,400
什器備品減価償却累計額		杭州アジア競技大会との共同PR動画、 業務用パソコン等	△3,031,715
ソフトウェア		渋滞統計システム	638,000
長期前払費用		ライセンス利用料等	1,755,591
預託金		大会開催保証預託金	212,160,000
固定資産合計			1,885,948,276
資産合計			2,193,600,663
負債の部			
流動負債			
未払金	総合警備保障㈱等	事業者等に対する未払金	183,618,878
預り金		所得税等の預り金	477,034
短期借入金	三菱UFJ銀行愛知県出張所 普通預金 0032647	従事する職員に対する給与の支払い のため	105,903,225
賞与引当金		従事する職員の賞与引当金	8,339,239
流動負債合計			298,338,376
負債合計			298,338,376
正味財産			1,895,262,287

監査報告書

2023年6月13日

公益財団法人 愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

会長（代表理事） 大村 秀章 殿

監事 高橋 伸至

監事 柘植 里恵

私たち監事は、2022年4月1日から2023年3月31日までの2022年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及び関連する書類の調査を行い、当該年度に係る計算書類等（貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋） 組織委員会提案競技の選定について

1 提案競技の公募

組織委員会事務局が、OCA が承認する 88 競技の国内競技団体を対象に提案を募集し、8 競技団体から応募があった。

- ・募集期間：2023 年 4 月 25 日（火）～5 月 19 日（金）
- ・応募競技：野球・ソフトボール、e スポーツ、相撲、ボウリング、ライフセービング、スカッシュ、ビリヤード、空手

2 選定手続

- 応募があった競技について、外部有識者等で構成する評価委員会において、提案書及び応募者によるプレゼンテーションにより評価を行った。

<評価委員会構成員（敬称略）>

（公財）日本オリンピック委員会 常務理事	尾縣 貢
オリンピック、名城大学特任教授	谷本 歩実
愛知県副知事	古本 伸一郎
名古屋市副市長	杉野 みどり
弁護士【委員長】	積木 潤

<評価方法>

- ・愛知・名古屋大会の大会コンセプトのうち、競技を実施するうえで重視する 3 つの内容（「アスリートファーストの視点」、「既存施設の活用」、「アジア競技大会の開催を誇りに、さらなるスポーツ文化の普及へ貢献」）を踏まえ、競技会場計画、競技運営能力、コスト・収入、大会への付加価値・レガシー、大会機運の醸成を評価項目として総合的に評価した。

3 評価結果

（1）第一次評価：2023 年 6 月 1 日（木）

- ・提案書の書面評価により、第二次評価の対象となる 4 競技を選定
【野球・ソフトボール、相撲、ボウリング、空手】

（2）第二次評価：2023 年 6 月 8 日（木）

- ・第一次評価で選定した 4 競技について、応募者によるプレゼンテーションを行い、理事会に提案する 2 競技を選定
【野球・ソフトボール、空手】

職務執行状況報告書

(2023年3月28日から2023年6月15日まで)

1 競技

- 開催都市契約で定められたアジア競技大会の実施競技のうち、組織委員会提案競技について、国内競技団体から提案を募集し、候補となる2競技（野球・ソフトボール、空手）を選定した。また、アジア5地域及びアジア・オリンピック評議会（OCA）提案競技について、OCAや公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）等との調整を進めた。

〈参考〉第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）の実施競技

①パリオリンピック実施競技（追加競技含む）	【32競技】
②アジア5地域での普及を考慮して決定される競技	【5競技】
③組織委員会提案競技	【最大2競技】
④OCA提案競技	【最大2競技】

2 競技大会施設

(1) 競技会場

- OCA等との協議を踏まえ、第20回アジア競技大会の競技会場（仮決定）のうち、水泳（競泳/飛込/水球）及び馬術の会場の変更について検討、調整を行った。
- 第5回アジアパラ競技大会の競技会場の選定に向けて、国内競技団体や施設所有者等との調整を進めた。
- 会場運営計画が策定できるよう、モデル会場での大会当日を想定した図上演習の実施に向けた検討を進めた。
- 競技会場仮設整備の基本設計の発注に向けて、各会場の必要諸室の整理を行い、発注図書の作成準備を行った。

(2) 選手村

- 2022年度に作成した選手村運営基本構想で想定したサービス・機能も踏まえ、既存の宿泊施設等を選手村として運営する際の具体的な方法について検討を進めた。

<OCAによる視察について>

- ・ホテル等の既存施設を活用して選手村の機能を確保する方法について、OCAによる視察を受け、説明を行った。

(1) 視察者 (OCA)

- ・理事・アスリート委員会委員長・調整委員会委員 小谷 実可子 氏
- ・事務総長代行 ビノッド・ティワリ 氏
- ・アスリート委員会副委員長・調整委員会委員 タヤブ・イクラム 氏

(2) 日 程

2023年6月12日（月）～13日（火）

(3) 視察先

名古屋コンベンションホール、名古屋市内宿泊施設、豊田市内宿泊施設 他

3 大会関係者の宿泊

- ・2022年度に作成した仮配宿計画について、最新の配宿基準に基づいて更新を行った。
- ・配宿計画及び宿泊管理業務体制等の検討を進めた。

4 大会関係者及び観客の輸送

- ・大会輸送に関するバス運行計画、車両・運転手確保及び運行管理体制の検討、輸送車両を管理するための拠点計画の策定並びに仮配宿計画を踏まえた輸送拠点間の輸送ルートを検討を進めた。
- ・輸送計画Ver. 1原案の作成を進めた。

5 情報技術及びメディア

- ・情報システムに関する提案について、OCAと調整を行うとともに、ネットワークの検討を進めた。
- ・放送分野について、総合計画案の更新や国際放送センター（IBC）運用基本計画の作成のために、杭州大会調査の準備や競技会場のブロックプランの確認を進めた。
- ・報道分野について、過去大会の実績を基に、メインプレスセンター（MPC）及びサブプレスセンター（SPC）など競技会場における報道関係者へのサービスレベルの検討を進めた。
- ・IBCとMPCを統合したメインメディアセンター（MMC）について、杭州大会MMCの資料や関係機関との協議を基に、施設の仕様の検討を進めた。

6 国際関係

- ・2023年9月～10月に開催予定の第19回アジア競技大会（2022/杭州）及び杭州2022アジアパラ競技大会の現地視察に向け準備を進めた。
- ・2023年4月に開催の杭州アジア大会選手団団長セミナーへ参加し、競技会場やメディアセンターを現地視察し、愛知・名古屋大会時の選手団団長セミナー開催に向けて情報収集した。
- ・2023年5月に開催のアジア・パラリンピック委員会（APC）理事会にオンラインで参加し、大会開催準備状況を説明した。

7 警備

- ・2022年度に作成した競技会場10会場の会場警備計画について精査を進めた。また、他の競技会場についても、会場警備計画作成のための現地調査を行った。

8 宣伝活動

- ・アスリートや県民市民が参加した企画のSNSでの発信等のPRを実施した。
- ・愛知学長懇話会との連携協定締結に向けて、調整・準備を進めた。
- ・愛知学長懇話会内に設置された「2026年アジア競技大会・アジアパラ競技大会専門委員会」と連携、協力し、学生が参加する企画の準備を進めた。

9 マーケティング

- ・マーケティング代理店の公募に向けて、その選定方法等について検討を進めた。

10 式典及び文化プログラム

- ・開閉会式及び聖火リレーの基本計画策定にかかる調査、検討を進めた。
- ・文化プログラムの実施方法等について、愛知県、名古屋市とともに検討を進めた。

11 アジアパラ競技大会に向けた準備

- ・開催都市契約締結に向けて、APC、日本パラリンピック委員会（JPC）、開催都市（愛知県・名古屋市）及び組織委員会で協議・調整を行った。
- ・アジアパラ競技大会開催基本計画の策定に向けた準備を進めた。
- ・アクセシビリティ・ガイドラインの策定に向けて、開催都市とともに、学識経験者、当事者（高齢者、障害者、子育て当事者等）、関係者等を構成員とする検討会の設置に係る準備を進めた。

競技会場の検討状況一覧表

参考資料

	競技	種別	競技会場
オリンピック 中核28 競技	1 水泳	競泳／飛込	④④ 東京アクアティクスセンター
		アーティスティックスイミング	② 古橋廣之進記念浜松市総合水泳場[ToBiO]
		水球	① 名古屋市総合体育館[レインボープール]
		マラソンスイミング	－ 調整中
	2 アーチェリー		④ 岡崎中央総合公園多目的広場他
	3 陸上競技	(トラック／フィールド)	⑤ 名古屋市瑞穂公園陸上競技場
		(マラソン)	⑤ 名古屋市瑞穂公園陸上競技場(都心コース)
		(競歩)	⑥ 愛知県庁・名古屋市役所周辺コース
	4 バドミントン		⑦ 一宮市総合体育館
	5 バスケットボール	5×5	⑧ ウイングアリーナ刈谷
		3×3	－ 調整中
	6 ボクシング		⑨ 西尾市総合体育館
	7 カヌー・カヤック	スプリント	⑩ 長良川国際レガッタコース
		スラローム	⑪ 矢作川カヌースラロームコース
	8 自転車競技	トラックレース	⑫ 伊豆ベロドローム
		ロードレース	⑬ 新城市内発着コース
		マウンテンバイク	⑭ 小幡緑地
		BMXレース	－ 調整中
		BMXフリースタイル	－ 調整中
	9 馬術	馬場馬術／総合馬術／障害馬術	④⑤ JRA馬事公苑
	10 フェンシング		⑯ 愛知県国際展示場[Aichi Sky Expo]
11 サッカー		⑰ 豊田スタジアム	
		⑱ 名古屋市港サッカー場	
		⑲ ウェーブスタジアム刈谷	
		⑳ 名古屋市瑞穂公園ラグビー場	
		㉑ 長良川競技場	
		㉒ 小笠山総合運動公園エコパスタジアム	
		㉓ 京都府立京都スタジアム	
		㉔ 長居陸上競技場	
		㉕ ユニバー記念競技場	

	競技	種別	競技会場	
オリンピック 中核28 競技	12	ゴルフ	⑳ 愛知カンツリー倶楽部東山コース	
	13	体操	体操／新体操／トランポリン	㉑ 名古屋市総合体育館[レインボーホール]
	14	ハンドボール		㉒ 春日井市総合体育館
				㉓ 名古屋市稲永スポーツセンター
	15	ホッケー	⑳ 岐阜県グリーンスタジアム	
	16	柔道	㉑ 愛知県新体育館[愛知国際アリーナ]	
	17	近代五種	(レーザーラン／馬術)	⑮ 愛知県森林公園
			(フェンシング)	㉒ 春日井市総合体育館
			(水泳)	③ 春日井市温水プール
	18	ボート	⑩ 長良川国際レガッタコース	
	19	ラグビー	㉑ 名古屋市瑞穂公園ラグビー場	
	20	セーリング	㉒ 海陽ヨットハーバー	
	21	射撃	㉓ 愛知県総合射撃場	
	22	卓球	㉔ スカイホール豊田	
	23	テコンドー	㉕ 豊橋市総合体育館	
	24	テニス	㉖ 名古屋市東山公園テニスセンター	
	25	トライアスロン	㉗ 名古屋港ガーデンふ頭周辺コース	
	26	バレーボール	バレーボール	㉘ 岡崎中央総合公園総合体育館
			ビーチバレーボール	㉙ 小牧市スポーツ公園総合体育館
	27	ウェイトリフティング	④① 名古屋市中企業振興会館	
	28	レスリング	フリースタイル／グレコローマンスタイル	㉑ 愛知県新体育館[愛知国際アリーナ]
	パリ 追加 競技	29	ブレイキン	－ 調整中
		30	スケートボード	⑯ 愛知県国際展示場[Aichi Sky Expo]
		31	スポーツクライミング	④② 名古屋市国際展示場[ポートメッセなごや]
		32	サーフィン	④③ 田原市赤羽根町大石海岸(ロングビーチ)他
組織 委員 会 提案 競技	33	野球・ソフトボール	－ 調整中	
	34	空手	－ 調整中	

(注) 今回仮決定会場の変更を行うものは、網掛け